

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第73回）議事録

1 日時 令和6年6月17日（月）14：00～14：27

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、  
浅川 秀之、荒牧 知子、江崎 浩、高橋 利枝（以上6名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁（以上1名）

（3）総務省

<総合通信基盤局>

今川 拓郎（総合通信基盤局長）

・電気通信事業部

木村 公彦（電気通信事業部長）、

井上 淳（料金サービス課長）、柴田 輝之（料金サービス課課長補佐）

（4）事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）答申案件

①「IP網への移行後の音声接続料の在り方」について

【令和5年10月2日付け諮問第1237号】

## 開 会

○森川部会長　それでは、皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。  
ございます。

ただいまから情報通信審議会の第73回の電気通信事業政策部会を開催いたします。  
本日もウェブ会議にて会議を開催しておりまして、現時点で委員8名中6名の皆様方に  
御出席をいただいております。定足数は満たしております。

ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名  
前をいただいた後に御発言をお願いできればと思います。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍  
聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思いますが、本  
日の議題は答申案件の1件となります。

### (1) 答申案件

「IP網への移行後の音声接続料の在り方」について

【令和5年10月2日付け諮問第1237号】

○森川部会長　令和5年10月2日付の諮問第1237号「IP網への移行後の音声接  
続料の在り方」について、審議をお願いできればと思います。

それでは、接続政策委員会の相田主査から御説明をお願いできますでしょうか。

○相田主査　接続政策委員会の主査を務めております相田でございます。

それでは、諮問第1237号「IP網への移行後の音声接続料の在り方」答申（案）  
に寄せられた御意見と、それらに対する考え方について、接続政策委員会における検討  
結果について御報告させていただきます。

本年3月28日の本部会での御審議を踏まえ、3月29日から4月30日までの間、  
答申（案）に対する意見募集が行われました。その結果、法人から4件の意見の提出が  
ございました。これらの意見につきまして、5月29日に接続政策委員会を開催し、委  
員会としての考え方を整理いたしました。

その検討結果につきましては、資料73-1-1にお示ししてございます。また、答申（案）につきましては、その結果、資料編の情報更新と幾つかの形式的な修正のみを行いました。修正後の答申（案）につきましては、資料73-1-2にお示ししてございます。

意見募集に対する考え方の詳細につきましては、事務局から御説明いただけるのとことですので、よろしくお願いいたします。

○柴田料金サービス課長補佐　それでは、事務局、料金サービス課、柴田でございます。

資料73-1-1を御覧ください。1ページでございますけれども、IP網への移行後の音声接続料の在り方答申（案）に対する意見及びその考え方でございます、4社から意見の提出があったものでございます。

2ページ、第2章、メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の算定方法でございます。

意見1、KDDIからでございます。同一の接続料の算定方法について賛同。また、メタルIP電話固有設備の接続料の算定については、第9次IP-LRICモデルを適用すること、NGNを用いて提供される機能部分については、実際費用方式による原価算定を行いつつ、NTT東西による効率化努力をモニタリングしていくということが適当との意見でございます。

右側の考え方は、接続政策委員会におきまして御議論をいただいたものでございます。

考え方1、意見前段及び後段のメタルIP電話固有設備の接続料については、賛同の御意見として承ります。

意見後段のNGNを用いて提供される機能部分については、令和3年答申では「IP網への移行後は、…NTT東日本・西日本がNGNの効率化努力を怠った場合には、実際費用方式により算定される接続料原価が、適正な水準から逸脱していく可能性も否定できない」として、「毎年度、実際の加入者回線の種別に対応したIP-LRICモデル等により適切に算定されたベンチマーク値との比較を行い、NTT東日本・西日本における効率化努力をモニタリングしていくことが必要」としているように、総務省においてはこれを適切に行っていくことになると承知しております、としております。

続きまして、意見2、ソフトバンクからでございます。ひかり電話の接続料について、IP-LRICモデル等によりベンチマーク値を算定する際には、具体的な設定方法について、令和7年1月からの新たな料金の適用開始に向け、次期LRICモデルの検討

と併せ長期増分費用モデル研究会等において早急に検討を開始すべき。また、ベンチマーク値との比較結果は、透明性の観点から、接続料の認可申請に合わせ公表されるべき。

加えて、第9次IP-LRICモデルに算定された接続料が、令和3年答申時の試算値に比べ大幅に上昇したことや、原価とトラヒックの減少幅の差分が、今後NTT東日本・西日本のメタル回線縮退に伴いさらに顕著になると想定されることなども踏まえ、現行のLRICモデルにより非効率性が十分排除され、低廉で効率的なネットワークが構築されているかについても、次期LRICモデルの検討と併せ長期増分費用モデル研究会等において早急かつ十分に精査し、モデルの適切な在り方について検討すべき。その際、令和6年度の接続料の上昇の主な原因となった予測通信量の設定方法が適正か検討すべきとの意見でございます。

右側の考え方2、途中までは考え方1の1つ目の丸と同じでございますけれども、1つ目の丸の下から4行目、その際、第9次IP-LRICモデルでは、メタルIP電話のみならず、光IP電話も回線需要として含まれていると承知していますという文のみ追加している形でございます。

また、総務省において、御指摘の点も踏まえ、接続料原価が低廉で効率的な設備や技術を前提としたネットワークに基づき算定されているか、引き続き注視することが適当と考えます。

なお、御指摘の予測通信量については、長期増分費用モデルに含まれているものではなく、NTT東日本・西日本が長期増分費用方式に基づく接続料の算定の際に一定の算定根拠を示した上で予測を行っているものと承知していますが、NTT東日本・西日本においては、今後の予測通信量の算定に際し、必要に応じて精度向上に向けて検討を行うことが適当と考えますとしております。

続きまして、意見3、楽天モバイルからでございます。IP網移行後の同一接続料の算定に当たっては、ワイヤレス固定電話、メタルIP電話及びひかり電話の接続料の加重平均値を取ることも一案ではあり、通信回数単位の接続料については通信回数比で、通信時間単位の接続料については通信時間比で加重平均することに合理性はある。

他方、同一接続料の算定に際し、算定方式の統一化が図られるべきであり、当該統一化を視野に光回線をベースにした次期LRICモデルを使用して、当該次期LRICモデルの対象期間における将来費用及び需要を基に同一接続料とする案の検討を要望との意見でございます。

右側、考え方3でございます。メタルIP電話の接続料原価については、令和3年答申において「NTT東日本・西日本から、メタル収容装置及び同装置にあわせて収容局内に設置される変換装置の提供において非効率性が排除されることを示す明確な見通しを示されていないことも踏まえると、メタル収容装置及び変換装置により提供されるメタルIP電話の収容に係る機能等の接続料原価算定には、これまでどおり、現在PSTNの接続料原価算定に適用しているLRIC方式を適用することが適当」としています。

これを踏まえ、本答申（案）に記載のとおり、メタルIP電話の固有設備の接続料の算定においては、第9次IP-LRICモデルの「メタル収容装置」及び「メタル収容装置～中継ルータ間の伝送路」の部分を適用することが適当と考えます。

また、LRICモデルの加入者回線について光回線をベースとすることについては、本答申（案）第3章における検討のとおり、今般検討した接続料算定方法の適用期間においては、第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき接続料を算定することが妥当と考えます。その上で、LRICモデルにおける光回線への置換えについては、今後のメタル回線の在り方に係る検討状況を注視しつつ、仮に置換えを行った場合のユニバーサルサービス制度への影響等も含めて検討を継続することが適当と考えますとしております。

意見4、KDDIからでございます。ワイヤレス固定電話の接続料について、今般検討した接続料算定方法の適用期間においては、接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して算定することが適当との意見でございます。右側、考え方4、賛同の御意見として承りますとしております。

続きまして、意見5、ソフトバンクからでございます。今後、仮にワイヤレス固定電話の提供条件が見直される等により、ワイヤレス固定電話の回線数が、令和4年答申時に試算された回線数よりも増えることが見込まれる場合には、改めてワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価の試算を行い、接続料原価の比較の省略が適切か、省略する場合はその期間について検討すべきとの意見でございます。

右側、考え方5、御指摘の令和4年答申における試算では、ワイヤレス固定電話導入10年目に10万回線が導入されている場合において、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価が、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価より低くなるとしております。

仮に今般検討した接続料算定方法の適用期間中に、ワイヤレス固定電話の提供条件が大幅に見直された場合には、ワイヤレス固定電話の接続料原価の算定方法について、改めて検討を要することは当然であり、あえて本答申（案）に追記することは不要と考えますとしております。

続きまして、意見6、楽天モバイルでございます。今般検討がなされた接続料算定方法の適用期間については、ワイヤレス固定電話が導入されていないものとして取り扱うことに賛同するが、ワイヤレス固定電話が導入されたケースと導入されていないケースの比較検証を定期的に行うことが必要。

また、ワイヤレス固定電話の導入に際し、NTT東日本・西日本により、「NTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドライン」で示された考え方を逸脱した運用がなされないよう、総務省において注視を要望との意見でございます。

右側、考え方6、意見上段及び中段については、賛同の御意見として承ります。

また、本答申（案）では「今般検討した接続料の算定方法の適用期間については、固定電話網のIP網への移行期間中と同様に、接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当」としているように、次々期算定期間（令和10年度以降）においては、別途、検討すべきものと考えます。

意見下段については、総務省において、参考とすべきものと考えますとしております。

ここまでが第2章でございまして、続きまして、第3章、LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱いに係る部分の意見でございます。

意見7、KDDIでございます。LRICモデルにおける光回線への置換えについて、今後のメタル回線の在り方に係る検討状況を注視し、仮に光回線への置換えを行った場合のユニバーサルサービス制度への影響等も含めて検討を継続することが必要との意見でございまして、右側、考え方7、賛同の御意見として承りますとしております。

続きまして、意見8、ソフトバンクでございます。NTTから、メタル回線について、令和17（2035）年頃に維持限界を迎える旨の説明があったことに加え、令和3年答申での試算において廉化すると見込まれていた、令和6年度に適用するNTT東日本・西日本の加入電話・メタルIP電話接続機能に係る料金が大幅に上昇したという状況変化を踏まえ、LRICモデルにおける光回線への置換えについては、少なくとも次々期算定期間に反映できるよう具体的に検討を開始すべきとの意見でございます。

右側、考え方8、本答申（案）に記載のとおり、LRICモデルにおける光回線への置換えについては、検討を継続することが適当と考えます。

一方で、次々期算定期間（令和10年度以降）におけるLRICモデルにおけるメタル加入者回線の取扱いに係る検討に当たっては、本答申（案）に記載のとおり、「メタル回線の在り方に関する検討状況等」や「仮に置き換えを行った場合のユニバーサルサービス制度への影響等」を含めた検討が必要であり、次々期算定期間におけるこれらの状況が不明である中で、具体的な検討を開始することは困難と考えます。

また、NTT東日本・西日本においては、メタル回線について、マイグレーションを実施する具体的な切替計画について、早期に検討を進めることが望ましいと考えますとしております。

続きまして、意見9、楽天モバイルからでございます、速やかにユニバーサルサービス制度の整理の方向性が示されるよう、より迅速に議論を進めることを希望との意見でございます。

右側、考え方9、本意見募集の対象は、IP網への移行後の音声接続料の在り方に関するものであることから、御意見については、総務省においてユニバーサルサービス制度の検討の参考にすべきと考えます。なお、今般検討した接続料の算定方法は、現行のユニバーサルサービス制度を前提としたものですが、仮に、ユニバーサルサービス制度の整理がなされ、その結果が、今般検討した接続料の算定方法に大きな影響を及ぼし得る場合には、算定方法の見直しの要否について、必要に応じ、総務省において検討すべきと考えますとしております。

続きまして、第4章、東西均一接続料の扱いに係る意見でございます。

意見10、KDDIでございます。メタルIP電話固有部分の接続料を引き続き東西均一とすることに賛同との意見で、右側、考え方10、賛同の御意見として承ります。

続きまして、意見11、ソフトバンクでございます。NTT東日本・西日本の接続料は本来東西別に算定・設定されるべきものであることから、メタルIP電話固有部分の接続料の東西別接続料への是正について引き続き検討を行うべき。

接続料の東西格差の是正に向けて今後NTT西日本において一層の効率化を図っていくべきとの意見でございます。

右側、考え方11、賛同の御意見として承ります。

意見後段について、本答申（案）に記載の試算におけるメタルIP電話固有部分の接

接続料の東西格差は、長期増分費用モデルによる計算結果の比較であり、NTT東日本・西日本の効率化の状況を比較したものではないと承知しておりますとしております。

続きまして、意見12、楽天モバイルでございます。本来、各事業者における接続料は各々の原価に応じて個々に算定・設定されるべきものであり、仮に東西間で料金に格差が生じた場合でも、その縮小は経費削減等の企業努力により講じられるべき。IP網への移行完了後の接続料は、東西均一でなく、個々のコストに応じて設定されるべきとの意見でございます。

右側、考え方12でございます。本答申（案）に記載のとおり、NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料は、個別に算定・設定されることが原則である一方、これまで、加入電話／メタルIP電話の接続料においては、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT東日本とNTT西日本の接続料について同額とする扱いが採られてきたものです。

IP網への移行完了後の接続料に係る今般の検討においても、本答申（案）に記載の試算のように接続料の東西格差が継続することが見込まれる中で、東西別接続料とした場合には、接続事業者を含めて大きな影響が生じるおそれがあることから、現行制度の趣旨も踏まえ、今般検討した接続料算定方法の適用期間においては、メタルIP電話固有部分について東西均一接続料を継続することが適当であるとしたものです。

なお、本答申（案）に記載の試算におけるメタルIP電話固有部分の接続料の東西格差は、長期増分費用モデルによる計算結果の比較であり、NTT東日本・西日本の効率化の状況を比較したものではないと承知しておりますとしております。

続きまして、第5章、接続料算定方法の適用期間でございます。

意見13、KDDIからの意見でございます。接続料算定方法の次期適用期間について賛同との意見。

また、令和7年1月から同年3月までの接続料について、令和6年12月までの早い時期にNTT東日本・西日本から予測値が開示されることを要望。

なお、本来、全ての事業者が一律・公平に「ビル&キープ方式」を用いることが適当であり、可能な事業者から積極的に「ビル&キープ方式」を取り入れることが望ましいとの意見でございます。

右側、考え方13、意見上段については、賛同の御意見として承ります。

意見中段については、接続料に係る予測値の開示等については、接続事業者から、予見可能性を確保するための早期の開示等が要望されており、NTT東日本・西日本においては、これらの意見を踏まえ、令和6年12月までに開示を行うことが望ましいと考えます。

意見下段で御指摘の制度整備は、電話等の音声サービスに係る接続料において、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関して、接続当事者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能としたものと承知しています。なお、ビル&キープ方式を原則化することについては、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において、丁寧な議論が必要であり、固定電話網のIP網への移行後における市場の在り方を踏まえつつ、様々な論点について議論を進めていくことが適当と整理されたものと承知していますとしております。

続きまして、意見14でございます。ソフトバンクからでございます。IP網移行後のメタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話に係る接続料は、接続事業者の予見可能性の観点から、令和6年12月までにNTT東日本・西日本から予測値が確実に開示される必要があることに加え、以下の状況を踏まえれば、令和7年以降も次年度の予測値が前年度12月までに開示されるべき。

①需要の見通しが立てづらくなっていること。

②中長期的な観点からは、メタル電話の縮退や、ワイヤレス固定電話の導入等により、接続事業者による需要の予測についてはますます困難になると想定されること。

③電気料の高騰や金融政策の変更による報酬の変動等、接続料原価の予測も想定が困難になってきているとの意見でございます。

右側、考え方14、本答申（案）では、令和7年1月から令和8年3月までの1年3か月分の接続料を算定するに当たって、「接続事業者の予見可能性の観点から、令和6年12月までにNTT東日本・西日本から接続事業者に対し、接続料に係る予測値の開示等が行われることが望ましい」としたものであり、それ以降の接続料の予測値等については、NTT東日本・西日本において、接続事業者の予見可能性に配慮しつつ、適時適切な情報開示を行うことが適当と考えます。

また、本答申（案）第6章において、「接続事業者の予見可能性の観点からも、年度内に次年度の接続料を認可できることを念頭に、接続料の改定に必要な行政手続を適切なスケジュールで進めていくことが適当」としているように、接続料の改定に係る接続

約款変更認可申請については、可能な限り早期に実現すべきと考えます。

続きまして、意見15、中部テレコミュニケーションでございます。「接続事業者の予見可能性の観点から、令和6年12月までにNTT東日本・西日本から接続事業者に対し、接続料に係る予測値の開示等が行われることが望ましい」との考え方に賛同。

ただし、NTT東西においては、令和7年1月から令和8年3月までの接続料において、遅くとも令和6年11月下旬までに3分換算並びに1通信ごと及び1秒ごとの単金の予測値の開示を要望との意見でございます。

右側、考え方15、賛同の御意見として承ります。

接続料に係る予測値の開示等については、接続事業者から、予見可能性を確保するための早期の開示等が要望されており、NTT東日本・西日本においては、これらの意見を踏まえ、令和6年12月までに開示を行うことが望ましいと考えます。

また、開示の内容については、接続事業者の予見可能性の観点から、NTT東日本・西日本において、適切な方法を検討すべきと考えますとしております。

続きまして、意見16、楽天モバイルでございます。IP網への移行後の算定方法の適用期間を3年3か月とすることは妥当。

算定に用いられるLRICモデルはその時点で最も理想的かつ効率的なものであるべきことから、現在のメタルIP電話を前提としたモデルから、光回線への置換えを前提としたモデルの導入・適用を速やかに進めるべきとの意見でございます。

賛同の御意見として承ります。

意見後段につきましては、考え方3の3つ目の丸のとおりですとしております。

続きまして、第6章でございます。その他の検討事項、第2節、四半期単位の実績トラフィックのホームページ開示義務の見直しの部分に対する意見でございます。

意見17、KDDIでございます。NTT東日本・西日本による実績トラフィックの開示について、開示頻度及び開示内容を「年度単位」とすることが適当という考え方に賛同。

ただし、トラフィック変動の傾向に大きな影響があると見込まれる事態等が発生した場合には、接続料の認可申請時期を待たず、適時適切な情報開示を行うことが適当との意見でございます。

右側、考え方17、意見上段については、賛同の御意見として承ります。

意見中段及び下段については、接続事業者の予見可能性の観点から、トラフィック変動

の傾向に大きな影響があると見込まれる事態等が発生した場合には、NTT東日本・西日本において、適時適切な情報開示を行うことが適当と考えますとしております。

続きまして、意見18、楽天モバイルでございます。令和6年年度の加入電話・メタルIP電話接続料は、情報通信審議会答申（令和3年9月）と大きく乖離し、予見性がそがれる結果となった。このような事態を抑止するため、今後は試算値について幅を持たせるとともに、前年度と比較して著しい変化が生じた場合にはなお一層速やかな公開を要望との意見でございます。

右側、考え方18、トラヒック変動の傾向に著しい変化が発生した場合には、NTT東日本・西日本において適時適切な情報開示を行うことが適当と考えます。

なお、試算値の公表については、接続事業者の予見可能性の観点から、NTT東日本・西日本において、適切な方法を検討すべきと考えますとしております。

以上、意見1から18、いずれにつきましても、一番右側の修正の有無のところは「無」としておりまして、委員会の審議におきまして、これらの意見に基づく答申（案）の修正はしておりません。

続きまして、資料73-1-2、答申（案）でございますけれども、こちらは表紙の日付のほか、形式的な修正といたしまして、10ページ、第1章の最後の接続料の推移のグラフに令和6年度の部分まで入れていること、資料編の41ページ及び42ページの名簿、45ページの開催状況について更新をしているものでございます。

資料73-1-3、答申（案）概要につきましては、更新しているのは表紙の日付のみでございます。

以上が、答申（案）に対する意見及びその考え方に関する御説明及び答申（案）等の御説明でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○森川部会長 柴田さん、ありがとうございました。

それでは、皆様方、ただいまいただいた御説明につきまして、何か御意見あるいは御質問等ございましたら、チャット機能でお知らせいただけますでしょうか。いかがでしょうか。

いかがですか。パブコメに対する考え方の案、よろしいですか。

それでは、特に御意見、御質問等ないようですので、定足数も今現在満たしておりますので、ただいまいただいた御説明を了承し、資料73-1-1の意見募集結果に対する当部会の考え方を公表することとともに、資料73-1-2の答申（案）について、

資料73-1-4の答申書(案)のとおり答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議等おありの場合は、チャットでお知らせいただければと思います。いかがですか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○森川部会長 ありがとうございます。それでは、意見募集結果について了承するとともに、資料73-1-4の答申書(案)のとおり答申することとしたいと思います。ありがとうございます。

○相田主査 ありがとうございます。

○森川部会長 ありがとうございます。相田主査、ありがとうございます。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応について御説明をいただけるとのことですので、今川局長、よろしくお願いいたします。

○今川局長 ありがとうございます。総合通信基盤局長の今川でございます。

森川部会長はじめ委員の皆様におかれましては、本日、「IP網への移行後の音声接続料の在り方」につきまして答申をいただきましたこと、お礼を申し上げます。

御案内のとおり、固定電話においては、本年1月にはNTT東西の加入電話から、いわゆるOABJのIP電話などへの通話に係る接続ルートの切替えが完了するなど、PSTNからIP網への移行が順次進められているところでございます。

総務省といたしましては、本日いただいた答申に基づきまして、令和7年1月にはIP網への円滑な移行が行われますよう、早急に所要の制度整備を進めてまいります。

改めて委員の皆様方の御協力に感謝申し上げますとともに、今後とも情報通信行政の推進に当たりまして、様々な面でのお力添えを賜りたくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○森川部会長 ありがとうございます。

## 閉 会

○森川部会長 以上をもちまして本日の議題となりますが、委員の皆様方から何かございますか。よろしいですか。

事務局から何かございますでしょうか。

○片山総合通信管理室長 事務局からは特にございません。

○森川部会長　　ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了とさせていただきます。次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局から改めて御連絡差し上げます。

それでは、以上で閉会といたします。ありがとうございました。